

江戸川区長の認可した西篠崎区画整理組合に関する陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第 116 号 受理年月日 平成 24 年 10 月 24 日  
付託年月日 平成 24 年 10 月 26 日  
陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 江戸川区長の認可した西篠崎区画整理組合に関して、土地区画整理法違反及び事業認可を得る際に「同意」を得た『定款』『事業計画』が守られていません。またこの1年、改善を求めていますが一向に改善されません。

この区画整理は組合施行であります。江戸川区が組合設立以前より、組合をサポートし、建設コンサルタントを紹介して事業を進めてきました。しかしながら、法律や定款が守られず実行されてきたことが、東京都庁への審査請求により明らかにされました。しかしながら、その指摘を受けているにもかかわらず、何一つ江戸川区区画整理課では改善していただけません。当方は組合事務所が存在しないことで民事調停まで申し立てた後も、その事実を知らずながら法律に基づく権利の行使を実行していただけないのです。このことは、認可した江戸川区も土地区画整理法第125条で監督、指導、検査、ひいては組合の設立認可の取消しまでできるのです。

逆に申し上げれば、監督、指導を徹底して行い、違法や不適切な行為がないようにしなければならぬはず。この組合には、7,500万円の補助金が入っていますし、江戸川区も一部の土地を購入する資金として3,000万円を超える江戸川区の血税がつかわれているのです。その他、組合員による『賦課金』と『精算金』まで含めると、1億円を超える事業です。

江戸川区も区長が不景気による税収不足を嘆いています。しかし、その一方で法律、定款、事業計画を守らずコンサルタント会社任せに進めた結果、数々の違反に抵触しているのです。

国土交通省には、既に『再審査請求』を申し立てておりますが、江戸川区が認可した事業であるため、責任を持ち御対処願いたく、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 土地区画整理法第84条の履行（法令簿書の閲覧謄写）
- 2 建築基準法の要件を満たさない区画道路7号、11号線の第42条1項4号の指定の取消し（4m未満であり、申請そのものの重大かつ明白な瑕疵があります）